

寒河江出張所通信

2017年11月
第2号

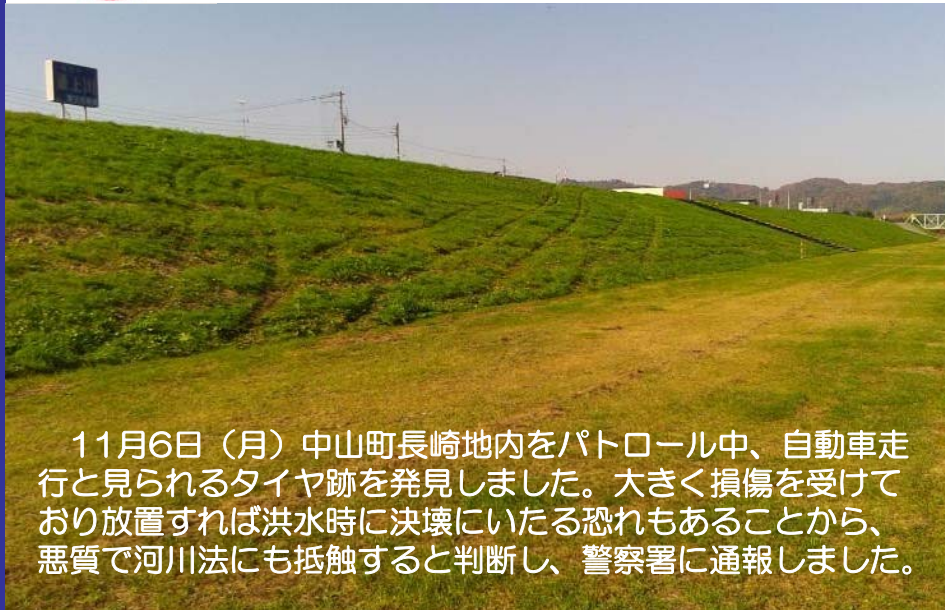
堤防のり面の走行は禁止されています！



河川の堤防は洪水から背後地を守るためにあります。
芝生には堤防のり面を保護する役割があります。



堤防が損傷すると、洪水時にそこから決壊を招くおそれがあり、地域住民の生命や財産に影響を及ぼすなど甚大な被害の発生につながります！！



11月6日（月）中山町長崎地内をパトロール中、自動車走行と見られるタイヤ跡を発見しました。大きく損傷を受けており放置すれば洪水時に決壊にいたる恐れもあることから、悪質で河川法にも抵触すると判断し、警察署に通報しました。



**悪質な場合は河川法に抵触し、警察で捜査することもあります！
損傷した人には復旧に係る費用を負担してもらうこととなります！**

原因者自ら復旧することもあります、
河川管理者が施工した場合には
それに要した費用を原因者が
負担することになります。



わたしたちを洪水から守る河川堤防を
大切に利用しましょう。
河川パトロールも日々実施中です。



国土交通省 山形河川国道事務所 寒河江出張所

〒991-0043 寒河江市大字島字島東239
TEL 0237(86)3069 FAX 0237(86)6206

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/sagae/index.html>

がんばろう！東北